

## 来年度の評価委員会について

### 1 来年度の評価委員会が行う事務

事業年度（平成30年度）及び中期目標期間における業務実績の評価

【参考：地方独立行政法人法】（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

### 2 評価の方法

- (1) 平成30年度の業務実績及び中期目標期間の業務実績について、法人による自己点検及び自己評価を行う。
- (2) 法人の業務実績に関する報告を踏まえ、平成30年度及び中期目標期間の業務実績について、評価委員会による評価を行う。

※詳細は来年度の評価委員会で説明

### 3 来年度の評価委員会の開催予定（案）

#### 第1回（7月頃）

- (1) 平成30年度決算に関する報告について
- (2) 平成30年度及び中期目標期間における業務実績に関する報告について

#### 第2回（10月頃）

- (1) 平成30年度及び中期目標期間における業務実績に関する評価報告書（案）について